

新型コロナウイルス感染症対策の抜本的な強化を求める談話

2020年2月27日

日本医療労働組合連合会

書記長 森田進

新型コロナウイルス感染は、感染ルートが把握できないまま罹患者の拡大がすすみ、2月25日に政府は、新型コロナウイルス感染対策の推進に向けた「基本方針」を発表した。それに先立つ専門家会議では、今後1~2週間が感染拡大を防ぐ瀬戸際としており、政府にはより一層の対策強化を求めるものである。

感染者が適切な検査や治療を受けられずに潜伏感染者となり、結果として感染を拡大させることにならないような対策が求められている。今後は、新型コロナウイルスに罹患した患者が一般医療機関を受診する可能性も強く想定されている。無保険者や在留外国人を含め、国内にいる全ての方が検査および治療が受けられるような対策を早急に取り、感染症病床を確保するための医療機関や自治体に対する財政支援、マスクや衛生材料などの安定供給に向けた関係業界団体への再要請などの対策を強めるべきである。感染症の患者を受け入れた医療機関は、外来診療の休止や新規入院患者の受け入れ中止などで実質的に休診状態になっているため、その財政的な補填や、医療・介護従事者の労働災害や公務災害適用も必要である。

感染拡大局面での緊急かつ重点的な対応はもとより、抜本的な対策強化も必要となっている。当面の対策に加えて、医療費削減政策を転換し、度重なる患者負担増や国保証の取り上げなどにより広がった受診抑制の事態を解消することが急務である。また、医療・介護現場では、慢性的な人員不足の中、必死に医療・介護を守りながら、いま新たな感染症対策という困難な問題とも懸命に向き合っている、医師・看護師・介護職員などの大幅増員も喫緊の課題である。さらに、1994年の保健所法の全面改悪により、地域の保健所が次々と削減され、そして今また、感染症対策の中心的役割を担う公立・公的病院等の再編・統合の「再検証」を強引に押し付けている厚労省は、その政策を抜本的に見直し、公衆衛生管理施策の強化と、今でも必要数を満たしていない感染病床の増床を含む地域に必要な医療の確保に全力を挙げべきである。

私たち医療・介護労働者は、新型コロナウイルス感染対策に努めるとともに、以下の要請項目を政府に伝え、緊急かつ重点的な対応と抜本的な対策強化につながる政策を強く求めるものである。

【要請項目】

1. 感染の有無を調べる PCR 検査体制の確立と保険適用を急ぎ、医師が必要と判断した国内にいる全ての方が検査および治療ができるような対策を早急に取り組むこと。
2. 受診抑制の根本原因でもある、国保証の取り上げを止めてすべての加入者に届け、患者窓口負担を引き下げること。
3. 2020 年度予算を見直し、いま必要な感染症病床の確保と、公立・公的病院をはじめ、協力するすべての医療機関や介護・福祉施設が十分な感染症対策が行えるよう、公的資金による財政支援を行うこと。
4. すでに活動している DMAT など派遣されたスタッフの、事前・事後の検査体制やフォローを充分に行うこと。また、雇用調整助成金制度を柔軟に活用できるようにし、感染症の影響による休業時の保障や、罹患時の保障を行うこと。
5. 感染症の拡大や災害支援など、不測の事態においても十分な対応が可能となるように、現場の実情とかけ離れた医師・看護師の需給推計を見直し、医師・看護師・介護職員などの大幅増員を行うこと。
6. 医療機関や介護・福祉施設へ、マスクや消毒液などの衛生材料が充分に行き渡るように早急な手立てを行うこと。
7. 保健所の増設と機能強化、公立・公的病院等の再編・統合計画を中止し、地域の意見を十分に踏まえて、感染症病床を含む必要な病床を確保すること。

以上